

官報 号外

平成十三年十一月十四日

○第百五十三回 参議院會議録第十号

平成十三年十一月十四日(水曜日)

午後零時二分開議

○議事日程 第十号

平成十三年十一月十四日

正午 本会議

第一 地方税法等の一部を改正する法律案及び
租税特別措置法等の一部を改正する法律案
(趣旨説明)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(井上裕君) これより會議を開きます。

日程第一 地方税法等の一部を改正する法律案
及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案
(趣旨説明)

而案について、提出者から順次趣旨説明を求め
ます。片山総務大臣。

(國務大臣片山虎之助君登壇、拍手)

○國務大臣(片山虎之助君) 地方税法等の一部を

平成十三年十一月十四日 参議院會議録第十号

改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明
申し上げます。

証券市場の構造改革に資する観点から、個人住
民税について、所得税において源泉分離課税を選
択した株式等に係る譲渡所得等を課税の対象とし
ない措置の期限を平成十四年十二月三十一日まで
とするともに、平成十五年一月一日以後に譲渡
をする上場株式等について上場株式等の譲渡に係
る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡損失
の繰越控除制度を創設するほか、所要の規定の整
備を行うものであります。

以上が地方税法等の一部を改正する法律案の趣
旨であります。(拍手)

○議長(井上裕君) 塩川財務大臣。

(國務大臣塩川正二郎君登壇、拍手)

○國務大臣(塩川正二郎君) ただいま議題となり
ました租税特別措置法等の一部を改正する法律案
の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、証券市場の構造改革に資する観点
から、個人が上場株式等を譲渡する際の課税につ
いて、申告分離課税への一本化、税率の引き下
げ、譲渡損失の繰越控除制度の導入等を図るとと
もに、緊急かつ異例の措置として、新規購入額一

千万円までの要件を満たすなど一定の上場株式等
に係る譲渡益について非課税とする措置を講ずる
ものであります。

以下、その大要を説明申し上げます。

第一に、国民が安心して参加できる、透明性、
公平性の高い証券市場の構築に資する観点から、
株式譲渡益に係る源泉分離課税を平成十四年
末をもって廃止し、申告分離課税へ一本化する
とともに、平成十五年一月以後に譲渡する上場株式
等について、申告分離課税の税率の引き下げ、譲
渡損失の繰越控除制度の導入を行うこととしてお
ります。

第二に、最近の経済情勢等を踏まえ、緊急かつ
異例の措置として、個人が平成十四年末までに新
たに購入した上場株式等を、平成十七年一月から
平成十九年末までの間に譲渡した場合において、
その購入額が一千万円に達するまでのものに係る
譲渡益について、一定の要件のもと、非課税とす
る措置を講ずることとしております。

その他、既存の百万円特別控除制度の適用を平
成十七年末まで延長するとともに、平成十三年九
月末以前に取得した上場株式等に係る取得費の特
例を創設するなど、所要の措置を講ずることとい
たしております。

以上、租税特別措置法等の一部を改正する法律
案につきまして、その趣旨を説明申し上げた次第
であります。

よろしく願ひいたします。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、
質疑の通告がございます。発言を許します。櫻井
充君。

(櫻井充君登壇、拍手)

○櫻井充君 私は、民主党・新緑風会を代表し
て、ただいま議題となりました地方税法等の一部
を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を
改正する法律案について質問いたします。

二十世紀の最後の十年は失われた十年と言われ
ています。その原因は、多くの問題を先送りにし
てきた自民党政権にあります。不良債権処理、財
政再建、医療制度改革等、例を挙げれば枚挙にい
とまがありません。

実は、証券税制の改正も先送りされたその一つ
です。

平成十一年度税制改正では、金融システム改
革、いわゆる日本版ビッグバンを促進する観点か
ら、有価証券取引税等の廃止によって取引コスト
の削減を図る一方、譲渡所得について申告分離課
税との選択制になっていた源泉分離課税を廃止す
ることにより、国、地方を通じた課税の適正化を
図ろうとするものでした。

しかし、政府は、私たち民主党の主張に反し、
申告分離課税への一本化は個人投資家の株離れを
招き、経済に悪影響を及ぼしかねないとして、源
泉分離課税制度の廃止を二年延長しました。現
在、経済状況は安定したのでしょうか。今年度の
GDP、国内総生産はマイナスになるとも言われ
ておりますし、株価は一万円前後で低迷し、そし
て失業率は五・三％と悪化しています。総合的に
見て、一昨年より経済状況は悪化しているのでは
ないでしょうか。

もし、本日に申告分離課税への一本化により、
個人投資家の株離れを招き、経済に悪影響を及ぼ
しかねないのであれば、なぜこの時期に改

正を行わなければならないのでしょうか。昨年は衆議院選挙、ことしは参議院選挙が行われ、衆議院の解散でもなければ当分選挙はありません。自分たちにとって不利になるような法改正は選挙のない時期にやっしまおうというこそくな魂胆は見え見えです。税のあるべき公平性、中立性は無視し、党利党略で国政を担っているのではこの国はよくなるはずありません。

改めて伺います。申告分離課税への一本化は経済に悪影響を及ぼすのか、そして、もし本当にそうであるとすれば、なぜ景気の悪化が懸念されるこの時期に法改正を行うのか、塩川財務大臣、御説明ください。

最近、与党の国会運営を見ると、民主党が提案した法案を審議せず、次の国会でも自分たちが作成した施策のような顔をして法案を提出しております。例えばホームレス対策法もそうですし、刑法の改正案も民主党の危険運転致死傷処罰法案のバクリです。

小泉総理は就任時、よい案であれば野党の案でも取り上げていきたいという趣旨の発言をされております。実は、この申告分離課税に一本化し税率を二〇％にするということは、以前から民主党が主張していたことであり、民主党案がもとになつていたのでないでしょうか。

このような行為を繰り返すのではなく、野党の案であっても、よい案は政府としてもそれをもとにきちんと議論すべきではないでしょうか。塩川財務大臣の御所見をお聞かせください。

現在、我が国の証券市場の課題は、個人投資家の市場参入への促進です。このための税制の整備は必要なことではありますが、もちろんこれだけ

で十分とは言えません。

例えば東証マザーズに上場された株価の推移を見てみると、三十八の上場企業のうち、上場時と比較して株価が上昇したのはわずか七企業、残りの三十一の企業の株価は下落しています。これでは個人投資家に信頼されるはずもなく、むしろこのような株式を上場した東証マザーズの責任を問われても仕方ないと思われます。所管である柳澤金融担当大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

また、バブル期に発生した大手顧客に対する損失補てんや相場操縦、インサイダー取引などの不正取引は、証券市場に対する個人投資家の信頼を失わせる大きな原因となっています。証券取引委員会が本来の役割を果たし、証券市場の監視体制を強化することは、間接金融に偏重した我が国金融市場の構造を直接金融により重視した構造に変えていくことに大いに資するものと考えます。

そこで、私たち民主党は日本版SECをつくることに必要だと考えていますが、柳澤金融担当大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

小泉政権発足直後、その期待感から株価は一万四千円台までに回復しました。しかし、構造改革が一步も進まないため株価は低迷し、現在一万円前後で推移しています。

塩川財務大臣は、構造改革の進捗状況に関して、十月二十五日の財政金融委員会、我が党の峰崎直樹議員の質問に対して、構造改革が進まな

れはやっぱり改革がもたらした痛みだと言うという答弁をされました。

そこで、十一月一日の財政金融委員会、私がどのような改革が行われたのかと尋ねたところ、細か過ぎてわからないと、非常に無責任な答弁をされました。

後日、その内容について文書で回答をいただきました。文書でいただいたことには感謝いたしますが、その内容は構造改革が進んだとは言えないものでした。

塩川大臣は、就任時も、官房機密費に関するテレビ発言の内容について、忘れたとばかりおられましたが、この景気の悪化の中、一國の財政を預かる方が、構造改革による痛みなのか、構造改革が進まないから痛みだけがふえていくのかも判断できないのであれば、その地位にいる資格はないと言わざるを得ません。後進に道を譲るのも選択肢の一つと思いますが、塩川財務大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

この株価の下落は、日本経済、特に金融システムに悪影響を及ぼしています。例えば、金融機関においては、株の含み益を不良債権処理の原資として用いるはずでしたが、逆に含み損を発生させ、自己資本比率を低下させています。また、生保業界では、株価の下落により利益益がマイナスとなり経営を圧迫しています。

このことから考えても、株価は日本経済に対して非常に重要ですが、だからといって、株式会社などの財務状況が変わらないままに、ただ株価だけを上げてやればそれで解決するというものではありません。

今回の政府の緊急投資優遇措置は、個人が、改

正規定の施行日以後平成十四年末までの間に購入した上場株式等を、平成十七年から平成十九年までの三年間に譲渡した場合において、その購入額の合計額が一千万円に達するまでのものに係る譲渡益については、一定の要件のもと、非課税にするという内容です。

この施策は、株価だけを上げてやればそれでよいという小手先の方法で、根本的な解決方法ではありません。ましてや、この程度の対策で株価が大幅に上がるとは思えません。政府として、この施策によりどの程度株価を押し上げるとお考えなのか、塩川財務大臣及び竹中経済財政担当大臣の御見解をお伺いいたします。

それでは、我が国の個人投資家がなぜ市場に参入しないのでしょうか。その一番の理由は、投資に対しての利益が低いからであると思われま

世界と比較してみると、日本の投資に対する利益率は数％で、ドイツの約一五％、アメリカの二十数％と比較するとかなり低いことがわかります。

これでは、個人投資家が市場に参入しないのも当然です。

今、政府がとらなければならない対策は、企業の利益率を上げさせる施策ではないでしょうか。そのためには、ストックオプションの拡充やコーポレートガバナンスを強化すること、そして産業構造全体を変えていくこと等が考えられますが、竹中経済財政担当大臣の御所見をお伺いさせていただきます。

現在の上場企業の中には、株価が額面割れしている企業もあります。要するに、投資する価値のないような企業も含まれているということです。

今回の緊急投資優遇措置は、端的に言えば、投資

しても利益が出るかどうかわかりませんが、とにかく株式に投資すれば税制を優遇しますよという内容です。これでは、株式市場に参入した個人投資家の多くの方が損をしてしまう可能性があり、正直、国家的詐欺行為のように思えてなりません。

実は、このような場当たり的な対応は株価対策だけではありません。与党の一部から聞こえてくるデフレに対する対応策も、まさしくそのとおりです。

デフレは確かに問題ですが、だからインフレにしていればよい、そういう単純なものではないだろうと思います。ましてや、これまでの政府の無策のためにこのような経済状況をつくり出しているにもかかわらず、日銀を悪者扱いにしている議員の方々が数多くいらっしゃることは本当に重大な問題です。この方々は本気で金融緩和すればすべてが解決できると思っていられるのでしょうか。

政府として、このデフレをつくり上げている原因は日銀の金融政策にあり、インフレターゲットにより解決できるとお考えなのか、竹中経済財政担当大臣にお伺いいたします。

現在、日銀が量的緩和を行っています。一般の金融機関の融資額は減少しています。この原因は、不良債権をふやさないよう金融機関が融資を極力控えていること、また、企業も景気の先行きが不透明であり、また金融機関の貸しはがしが続いているために設備投資に消極的になっているためです。

つまり、この状況を解決するためには、企業も金融機関も不採算部門を切り捨て、経営者を含め

た大胆なリストラ等を行うことにより、企業の利益を上げることが非常に重要です。

株価が下がっているからただ上げればよい、デフレだからインフレにすればよいという単純なものではなく、その原因をきちんと整理することが必要です。

政府の対応を見てみると、きちんとした診断もせず、その場しのぎの対症療法を行っているやぶ医者と思いませんか。やぶ医者に任せていてはよくなる患者も悪くなる一方です。

失われた二十年となりませんよう、今、大胆な改革を実現できる民主党が政権を担う必要があることを訴え、また、関係大臣の御答弁が十分でない場合には、再質問をさせていただくことをあらかじめ申し添えさせていただきます、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣塩川正太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(塩川正太郎君) 私に対する質問は非常に多様にわたっておりましたので、質問漏れないように心してお答えしたいと思っておりますが、もし漏れましたら、また注意をしていただいて結構であります。

物の見方というのは裏表ありますが、野党の方から見るとそのような質問になるのかなと思うて聞いておりました。

まず最初に、まず第一問は、申告分離課税への一本化が経済に悪影響を及ぼすのであれば、なぜ景気の悪化が懸念されるこの時期に法改正を行うのかということでした。

この件につきましては、もう既に二、三年前から議論が与野党との間にございました。そこで、昨年の暮れでございましたが、税制改正のときに

申告分離課税を二年間残そうということは、これは与党も野党の方も意見はございました。そのときの意見といたしましては、この分離課税を廃止すると株の売買の実績がうんと落ちてしまうから残しておきたいということでございましたが、今日、経過いたしましてその状況を見ました場合に、逆に分離課税をやってもふえておらないということに事実として上がってまいりました。それよりも損失繰越控除制を導入してほしいというのが一般投資家の声でございましたので、今回、一本化すると同時に損失繰越制度を導入することによって一層の株価刺激を図った、こういうことでございます。

二番目の問題は、申告分離課税に一本化し税率を二〇％にするということは、以前から民主党が主張しておったことであり、民主党案に基づいてやったのではないかと。野党の案でもよい案は政府としてもきちんと議論すべきではないかと。

この趣旨を生かして、やはり政府としても二〇％いいなということをやった。さらにもう一つ、特例措置として一〇％下げると。いいことをやっているんですから、ここはやっぱり評価してもらわないかと思うのでございます。私はかたくなな気持ちを持っておりません。野党でもいい案があったらどんどんおっしゃっていただきたい。

そこに議会が生きてくる道があるのでござい。そこから、意見があれば言っていただきたい。かたくなにおれが言ったのを横取りする、けしからぬ、そういう小さい根性ではいきませんから、どうぞよろしく願っています。

三番目の問題、現在の景気悪化は構造改革の進展に伴うものなのか、構造改革が進展していない

ためのものなのか、景気の悪化はどうなのかということでございます。私たちは、考えてみますと、十数年の間必死になって補正予算を組んで、そして景気の浮揚をやってまいりました。その間に少しの補正予算を公共事業に投入すると一％ぐらいGDPが上がる。ちょこっとこう、こういう波をくぐってきた。そして、絶えずそういう刺激剤を、いわゆるカンフル注射を打っては景気を上げ、そしてまた落ち込む、この繰り返しをしてまいりましたので、十数年続いてまいりましたがため体力が弱ってしまっている、この上げたり下げたり上げたり下げたりで。

このことは、この根本原因はどこにあるかということになりまして、やっぱり高度経済成長時代の制度を変えなければ、ここは、安定成長したいわば景気下降時代に入ってきた、そういう経済体制がグローバル化から来ているのに、それを一時的な措置で繰り返しておって体力を消耗してきた。この際、構造を変えようではないかというのが今回の小泉内閣の主張でございます。

それじゃ、構造を変えるのに、ようかんをかみそりで切ったように、あしたからようなんだ、そんなことはありません。やはり法律を変えなきゃなりませんし、時間がかかります。今、構造改革の進行中でございますので、それをしばらく冷静にやったり協力をしてもらわないか。

タクシイの話が出ました。私はあれを一つの例としたんです。構造改革をするということは、痛みのある人もあるということを言いました。けれども、国民全体にとってはいい。タクシイの運転手さんにとっては非常につらいことです、これは私たちもよくわかります。また、経営者にとって

は、タクシ一の経営者にとつてもつらいことだろう。しかし、一般国民、多くの方々は、これによってタクシ一はサービスようになった、乗ったときこんにちはと言わぬけれども、おるときにありがとうございましたと言いますから、これだけでも変わってきた。こういうことが構造改革なんです。一つ一つをつかまえて、これを点検せずにおつしやるのはどうかと思います。

それから、今回、緊急投資優遇措置をいたしました。二年間保有していただいたならば、平成十七年以降十九年末までの間でお売りになつても、その利益に対しては課税しませんという措置を講じました。

これは、私は、一つの、証券に対する国民の関心を持ていただくために、そして、間接金融から直接金融への道を開きたいと思ひましてこういうことを措置いたしましたのでございまして、そのこととはどのような成果があるかわかりません。しかしながら、こういう改革をすることによって、やっぱり新しい刺激が生まれ、そしてまた構造全体、いわゆる証券に対する考え方も変わってくる、いい結果が必ず出てくると思ひておりますし、これによって、やはり私は、国民の貯蓄のあり方、そして資産構成の考え方、今まで土地ばかりに頼つておつた資産ではなくて、証券にも投資していこうという、そういう機運が生まれてくること、それを望んでおることでございます。

以上、五つございましたので、お答え申し上げます。

た次第です。(拍手)

(国務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手)

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私に対しては、東証マザーズ上場企業のうち株価が上昇している企業が少くないのは上場した東証に責任があるのではないかと、こういうお尋ねでございました。

株価につきましては、さまざまな要因を背景に自由な市場の需給関係で決まってくるものでございまして、マザーズ上場企業の株価につきましてもそのようなものと心得ております。したがひまして、市場の監督当局としてこれについてコメントすることは差し控えるべきであらうと、このように考えます。ただ、その際、我が国の株式市場の株価は、最近、企業の業績低迷等を背景にして全体として下落していること、このことにも留意して見るべきであらうと、このように考えております。

東証も、マザーズの上場審査に当たっては、成長可能性のある新興企業を対象とする市場であることに留意をし、企業内容のわかりやすい開示、投資判断上のリスクの適切な開示など、企業情報により充実した内容で投資家に提供することとしていくものと承知をいたしております。

当局といたしましては、各取引所が上場審査基準の適正な運用等によりまして、今後とも、証券市場の適切な運営を行うよう最大限の努力をしてまいりたい、このように考えております。

次に、監視体制の強化や日本版SECの必要性

についてのお尋ねでございます。

証券市場の監視につきましては、証券取引等監視委員会が日常的に市場監視活動を行ひまして、取引の公正を害する悪質な違法行為に対しましては刑事訴追を求めるなど、厳正に対処をしているところでございます。

今後、証券市場の活性化や構造改革を一層促進するためには、証券取引等監視委員会のさらなる体制強化が必要である、こういう認識を持っております。必要なら人員の確保につきましても、ぜひとも関係当局の理解を得て監視体制の強化を図つてまいらなければならない、このように考えております。

なお、日本版SECの設置について、民主党御提案の案につきましてお触れになりました。このことについては、たびたび委員会等でも既に議論をしているところでございますが、私どもとしては、金融についてはコングロマリット化が進んでいるということや、金融商品も、いろいろな保険あるいはバンキング、さらには証券といったようなことを一体的に考えられた上で企画、開発されているといった流れを考えますと、銀行、証券、保険の各分野を横断的に所管する現在の金融庁のような体制がこうした流れと一致をしております。金融庁から証券市場部門のみを分離、独立させて日本版SECを設置しようということは余り適切な考え方とは思ひません。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○国務大臣(竹中平蔵君) 櫻井議員から私に対しては三点の御質問をいただいたと思ひます。

まずは緊急投資優遇措置とともに効果についてであります。

改革先行プログラムには、我々、証券税制の改正案、貯蓄優遇から投資優遇への金融の切りかえというのを大変重視して、その旨のことを書き込ませていただきました。そうした観点から、今回、上場株式等に対する譲渡益について一定の要件のもとで非課税とするというような措置を講じることになったわけでありまして、しかし、同時に、プログラムにあわせて証券市場の構造改革プログラムの実施というようなことも述べておりまして、証券市場の活性化、全体に寄与するようなトータルの考え方が必要だということも述べたつもりであります。

株価というのは、言うまでもなく、将来の一種の、この社会が、この企業がどれだけの価値を生み出すことができるのか、それを今の価値に示して資産価値になったものでありますから、やはり全体で考えなければいけない。その中で、税制だけでどのぐらいの効果が出てくるのかというのは定量的に申し上げるのは大変難しいと思ひますけれども、同時に、規制改革とあわせて進めておりますので、そうしたこともあわせて、それなりの効果が出てくるということを期待をしている次第であります。

二番目のお尋ねでありますけれども、個人投資家の証券市場への参入促進策、特に、ストックオプションでありますとかコーポレートガバナンスの強化等々についてのお尋ねがありました。

これはもう議員御指摘のとおり、コーポレートガバナンスの強化でありますとかストックオプションの拡充というのは大変重要でありまして、企業収益の改善なくして株価の上昇というのは当然ないわけでありまして。したがって、社外取締役の義務づけ等、コーポレートガバナンス強化につながる商法改正案を次期通常国会に提出する予定であります。

私も、今のところにつく前にある会社の社外取締役をやらせていただきましたけれども、やはり対外的に自由に物を言うことによって一種のコーポレートガバナンスに資するというところはかなりできるのではないかと。したがって、そういった法案についての御審議をぜひとも次回お願いしたいというふうに思うわけであります。

ストックオプションにつきましても、制度改革のための所要の商法改正案を本臨時国会に提出したところであります。

いずれにしても、先月取りまとめた改革先行プログラムに掲げました個人投資家の証券市場への信頼性向上に資するインフラ等の促進ということも含めて、着実に個人投資家をやはり証券市場に呼び込んで、家計が持っている千四百兆円の金融資産の有効活用というものを図っていきたい

というふうに思っております。

三つ目はデフレ対策であります。

これは、金融政策は日本銀行の所管事項であるということが前提でありますけれども、これは議員も御指摘になったように、デフレそのものはやはり阻止したいし阻止しなければならぬ。そうした観点から、デフレを阻止するために引き続き柔軟な金融政策をとってほしいということは、これは骨太の方針等々にもずっと書いてきたことであります。

同時に、不良債権処理を進めないと、金融機能、金融行政が働かなくて金融が十分な機能を果たせないというのは全くそのとおりでありますから、これも骨太の方針に沿って今齋々として柳澤大臣に進めていただいているところであります。

こうしたことが相まって金融の効果というものが出てくる。インフレターゲット論について、その中での一つの方法としてのインフレターゲット論であります。これはインフレターゲット論とありますが、これはインフレターゲットに幅広い意味を持ってあります。

私としては、あくまでもデフレを阻止という観点から、そういった目的、政策目標の手段とか目標の中立性、手段の中立性、どう物価を定義するかということも含めて少し議論を深める今段階にあるのかなというふうに認識をしております。決して政府の政策はパッチワークではなくて、そうしたトータルな中で骨太の方針に沿って

考えているということをご申し上げておきたいと思ひます。(拍手)

○議長(井上裕君) 櫻井君から再質疑の申し出があります。これを許します。櫻井充君。

〔櫻井充君登壇、拍手〕

○櫻井充君 塩川財務大臣から御答弁をいただきました。

その中で幾つか、まず、緊急の投資優遇措置に對して、どのような成果があるかがわからないという非常に無責任な発言がございました。

その前の、申告分離課税の一本化が経済に悪影響を及ぼすのかどうかということに関して、その部分に関して、結果的には、以前はそう思っているが政策を実施してみただけでも、余り影響がないので今回変えるというお話もされていましたが、もう一点、その中で、損失の繰り越しの方が重要であると、あくまでも株価が下落することが前提と考えるような発言もございました。

つまり、私が申し上げたいことは、今、政府の政策があつて、これからきちんとやっていった際に、株価が、株価がというより日本経済を立ち直らせていくためにどうするかということをお大前提に議論していかなければいけないだろうと思ひます。

そして、もう一つは、やってみなければわからないけれどもとにかくやってみるというのは、今までの繰り返しのことと全く同じなのではないでしょうか。そして、十年間、公共事業をやったら

一%上がった、そしてまた下がったという、そういうことをずっと十年間やってきたと。これに對してのまずきちんとした反省を踏まえた上できちんと政策をつくっていかねばいけないと思ひておりますし、そして私は、現在の構造改革に對しての痛みが、そのタクシーの運転手さんなりなんの痛みが構造改革によるものなのか、もしくは構造改革が始まっていなかったらそのための痛みなのかをまず判断してほしいと。その判断ができないのであれば、その財務大臣としての資質はいかなるものかということも問うているはずで

す。

そのことに関して、私は後進に道を譲るのも一つの選択肢ではないかということもお伺ひさせていただいておりますが、その点についても御答弁がございました。ぜひその点についてきちんとした形の答弁をいただきたいと思ひます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣塩川正十郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(塩川正十郎君) お尋ねが二つあったと思ひますが、一つは、優遇措置を講じてどの程度株の振興に寄与するか、株価が上昇するかというお尋ねであつたと思ひております。

優遇措置をすることによって、確かに私は効果は出てくるという確信を持っております。その意味において、いろんな過去におきましてこういう税制は、朝令暮改であつてはいけませんけれども、改革を絶えずやることによって経済に新しく

刺激を与えてきたと。こういう実績を踏まえるならば、やはりこの際に一つのやり方ではないかという事で、この方法をとったわけでありませう。

株価を上げる要因は、ただ税制の改正だけじゃございません。おっしゃるように、企業全体が

やっぱり配当性向を高め、そしてまた証券の流通を、信頼性があって、透明性があって、確実な、

いわば権威のある流通環境を証券業界においてつ

くらなければならぬと。当然でございますして、その意味におきましても双方が、投資家もあるいは証券会社の方も、双方が信頼で結ばれるような状況をつくるのが大事であると思っております

が、現在では投資信託一つ見ましても全部額面割れというような状況になっておるときに、やはり投資意欲を増進しようと思つたらやっぱり税制の

面から働きかけることが有力ではないかと思ひまして、今回の税制改革をもって提案していただく

のでございます。

それからもう一つ、私のことでもございましたが、後進に道を譲るのも選択の道ではないかという事は、これは初めて聞きました。きょう初めて聞いたことでもございまして、それよりも、以前から私にもっと頑張れという声が全国からばんばん寄せられておりました、(拍手)今もこのように拍手がたくさん出ておりますので、私は選択する

とするならば、このやっぱり頑張れというこっちの声を選択いたします。あしからず。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたします

した。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 井上 裕君
副議長 本岡 昭次君

岩本 莊太君	森 ゆうこ君
遠山 清彦君	山本 香苗君
高橋紀世子君	平野 達男君
渡辺 孝男君	福本 潤一君
西川きよし君	大江 康弘君
沢 たまき君	山本 保君
有馬 朗人君	松岡満壽男君
広野ただし君	加藤 修一君
松 あきら君	弘友 和夫君
山口那津男君	阿南 一成君
平野 貞夫君	田村 秀昭君
高野 博師君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	山下 栄一君
鶴保 庸介君	西岡 武夫君
森本 晃司君	木庭健太郎君
日笠 勝之君	風間 昶君
浜四津敏子君	統 訓弘君
浜田卓二郎君	草川 昭三君
鶴岡 洋君	白浜 一良君

入澤 肇君	泉 信也君
月原 茂皓君	扇 千景君
松山 政司君	森元 恒雄君
吉田 博美君	仲道 俊哉君
山内 俊夫君	藤井 基之君
野上浩太郎君	伊達 忠一君
佐々木知子君	亀井 郁夫君
日出 英輔君	森田 次夫君
山下 英利君	岩城 光英君
大野つや子君	山崎 力君
国井 正幸君	常田 享詳君
岸 宏一君	森下 博之君
世耕 弘成君	森山 裕君
服部三男雄君	河本 英典君
太田 豊秋君	北岡 秀二君
市川 一朗君	中島 眞人君
溝手 顕正君	上野 公成君
野間 昶君	大島 慶久君
南野知恵子君	狩野 安君
吉村剛太郎君	松谷蒼一郎君
山崎 正昭君	田中 直紀君
松田 岩夫君	杵掛 哲男君
関谷 勝嗣君	野沢 太三君
中曾根弘文君	西田 吉宏君
陣内 孝雄君	青木 幹雄君
加納 時男君	久野 恒一君
岩永 浩美君	木村 仁君
後藤 博子君	近藤 剛君

小林 温君	小齊平敏文君
小泉 顕雄君	加治屋義人君
脇 雅史君	齊藤 滋宣君
山下 善彦君	愛知 治郎君
荒井 正吾君	有村 治子君
山本 一太君	林 芳正君
松村 龍二君	田村 公平君
保坂 三蔵君	橋本 聖子君
鈴木 政二君	三浦 一水君
谷川 秀善君	阿部 正俊君
岩井 國臣君	景山俊太郎君
金田 勝年君	鴻池 祥肇君
矢野 哲朗君	清水 達雄君
加藤 紀文君	小野 清子君
佐藤 泰三君	宮崎 秀樹君
清水嘉与子君	竹山 裕君
倉田 寛之君	真鍋 賢二君
久世 公堯君	山東 昭子君
坂野 重信君	上杉 光弘君
斎藤 十朗君	柏村 武昭君
榛葉賀津也君	岩本 司君
鈴木 寛君	大仁田 厚君
中村 敦夫君	大塚 耕平君
辻 泰弘君	若林 秀樹君
中島 啓雄君	神本美恵子君
谷 博之君	大橋 巨泉君
高橋 千秋君	中原 爽君
浅尾慶一郎君	内藤 正光君

福山 哲郎君	櫻井 充君
海野 徹君	小川 敏夫君
小宮山洋子君	本田 良一君
山本 孝史君	郡司 彰君
小川 勝也君	齋藤 勤君
平田 健二君	朝日 俊弘君
若林 正俊君	佐藤 道夫君
小林 元君	築瀬 進君
柳田 稔君	佐藤 泰介君
江本 孟紀君	円 より子君
北澤 俊美君	江田 五月君
奥石 東君	直嶋 正行君
角田 義一君	薬科 満治君
勝木 健司君	岡崎トミ子君
松井 孝治君	宮本 岳志君
井上 哲士君	又市 征治君
池口 修次君	山根 隆治君
紙 智子君	大門実紀史君
田嶋 陽子君	羽田雄一郎君
谷林 正昭君	八田ひろ子君
小泉 親司君	福島 瑞穂君
佐藤 雄平君	藤井 俊男君
高嶋 良充君	大沢 辰美君
井上 美代君	西山登紀子君
大田 昌秀君	和田ひろ子君
伊藤 基隆君	今泉 昭君
林 紀子君	小池 晃君
池田 幹幸君	堀 利和君

今井 澄君	峰崎 直樹君
岩佐 恵美君	畑野 君枝君
洲上 貞雄君	山本 正和君
広中和歌子君	千葉 景子君
山下八洲夫君	長谷川 清君
川橋 幸子君	吉川 春子君
吉岡 吉典君	緒方 靖夫君
筆坂 秀世君	
國務大臣	
総務 大臣	片山虎之助君
財務 大臣	塩川正十郎君
國務 大臣 (金融担当大臣)	柳澤 伯夫君
國務 大臣 (経済財政政策担当大臣)	竹中 平蔵君
副大臣	
財務 副大臣	尾辻 秀久君

議長の報告事項
去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員	補欠
辞任	大塚 耕平君
外交防衛委員	松井 孝治君
辞任	小川 勝也君
補欠	海野 徹君

財政金融委員	補欠
辞任	松井 孝治君
厚生労働委員	大塚 耕平君
辞任	補欠
農林水産委員	補欠
辞任	海野 徹君
経済産業委員	補欠
辞任	小池 晃君
環境委員	補欠
辞任	田浦 直君
補欠	段本 幸男君

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第九号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)
平成十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第二三号)
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案(閣法第二四号)
経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時的特例措置に関する法律案(閣法第二五号)
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)
新事業創出促進法の一部を改正する法律案(閣法第二七号)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第七号)
国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第八号)
改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第八号)
エネルギー政策基本法案(亀井善之君外六名提出)(衆第六号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成十三年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第一号)

平成十三年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第二号)

平成十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)(閣予第三号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに係る法律案

司法制度改革推進法案

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案

同日国会において承認することを議決した次の件

を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに係る法律

司法制度改革推進法

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律

一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任 補欠

辞任 補欠

行政監視委員

辞任 補欠

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

特殊法人の整理及び合理化に関する法律案(中井治君提出)(衆第九号)

昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

浅尾慶一郎君 長谷川 清君

山口那津男君 渡辺 孝男君

福島 瑞穂君 又市 征治君

平野 達男君 田村 秀昭君

行政監視委員

辞任 補欠

又市 征治君 福島 瑞穂君

同日議員から次の議案が提出された。

民法の一部を改正する法律案(千葉景子君外九名発議)(参第三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表の修正及び訂正に関する二十年十一月二十七日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(第百五十一回国会閣条第四号、衆議院継続審査)

投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百五十一回国会閣条第五号、衆議院継続審査)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)

平成十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第二三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成十三年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第一号)

平成十三年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第二号)

平成十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)(閣予第三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員櫻井充君提出ソンドウ・ミリウ水力発電事業に関する質問に対する答弁書(第三号)

同日議長は、サンジベグジン・トゥムルオチル・モンゴル国国家大会議長より、同議長のモンゴル国国家大会議長就任に際し発送した祝電に対する謝電を接受した。

ソンドウ・ミリウ水力発電事業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十三年十月十八日

参議院議長 井上 裕殿 櫻井 充

問主意書

そこで、以下質問をする。

政府はなぜ、地域住民の生活を向上させる事

しない大規模事業に対し援助を行うのか。

る影響は見い出されなかったのか、明確な数値

四 ソンドウ川の取水地点より下流のソンドウ川

どのような形で進められる予定なのか。

とになると、特に乾期の発電容量を大幅に見直

討されたのか。

活用にはどれくらいの電力が配分されるのか。

について示されたい。

[illegible]

技術委員会は、委員長をケニア電力公社の者

のか。

右質問する。

平成十三年十一月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 井上 裕殿

付する。

及び九について

一般に、円借款の供与は被援助国からの要請

を受けて実施するものであり、ソンドウ・ミリウ水力発電計画(以下「本件計画」という。)についても、被援助国であるケニア共和国(以下「ケニア」という。)からの円借款供与の要請を受けて、我が国としてその必要性等を検討した結果、平成九年一月に本件計画の第一期分への円借款供与に係る交換公文を締結したものである。また、現在、ケニア側の環境、社会面での取組及び債務償還可能性について我が国として確認することを前提として、第二期分への円借款供与に係る交換公文につき署名の準備を進めているところである。

円借款は、被援助国からの返済を前提とする援助形態であり、被援助国の債務返済可能性を含む経済状況に配慮した上で供与を決定すべきことは当然である。一般に、ある国の将来の債務返済可能性を予測するには、当該国のマクロ経済動向や輸出入の推移、その前提になる世界経済等の動向等、様々な不確定要因を総合的に勘案することとしているほか、国際通貨基金や世界銀行といった政府や国際協力銀行以外の機関等が行った当該国の経済に関する分析等をも参考としている。ケニアの債務返済可能性に関しても同様であり、第二期分への円借款供与に際して、国際機関等の判断、すなわち、経済の安定化を図るための貧困削減成長措置を実施することについて国際通貨基金がケニアと合意していること、債務削減に至らない条件での債務

繰延べについて債権国側がケニアと合意していること等も踏まえて検討することとしている。このように、我が国としては、ケニアの債務返済可能性について、様々な角度から総合的に判断しており、ケニア側の主張のみに依拠しているわけではない。

二について

ケニアにおいては、電力の供給不足のため計画停電が日常的に実施されている状況にある。本件計画は、ケニア西部のソンドウ川から取水の上、流れ込み式発電所に導水し発電することにより、このような状況の改善に資するものであり、また、安定的電力供給の確保及び水力資源活用による石油購入外貨の節約等の効果が期待され、本件計画を実施する地域の住民を含め、広くケニア国民の利益になるものと考えている。

三について

マウ森林は、ケニアの国内法に基づき、同国の天然資源省森林局によって管理されており、御指摘の「森林破壊の問題について現地調査や科学的な検討」は、ケニア側において、実施の要否を含めた検討が行われるものと考えている。

なお、ソンドウ川には複数の源流があり、マウ森林入植計画予定地を通過するのはそのうちの一部であること等から、現時点において、マウ森林における入植や樹木の伐採により本件計

画に影響が及ぶ可能性が高いとの予測は有していない。また、マウ森林をめぐる状況については、今後、入植計画の帰趨も見つつ、関係機関において、調査及び検討が行われるものと考えているが、我が国としても、関連情報の収集に努めるとともに、必要に応じ、ケニア側に適切な対応を促す考えである。

四について

本件計画についての事業実施機関であるケニア電力公社は、土木工事の実施前から、本件計画の内容に加え、ソンドウ川の水の発電所への転流や放水路を通じての復流による流量変化、住民の移転や一部の土地の収用に伴う住民の生活への影響、ソンドウ川の渡し船事業への影響等に関する説明を地域住民に対して行ってきており、これらの影響に対しては、補償方法や補償内容等についての関係住民との協議及び交渉を経て、その補償手続はほぼ終了していると承知している。また、事業実施機関は、今後とも定期的に地域住民との対話を行っていく予定であり、住民の移転後の生活状況について、事業実施機関、事業実施業者、地域住民、非政府組織(以下「NGO」という。)及び有識者から構成される本件計画に関する技術委員会(以下「技術委員会」という。)での議論等を踏まえ、モニタリング及び評価を実施していくものと承知しており、我が国としても事業実施機関に対して適切な対応を促していくこととしたい。

五について

国際協力銀行は、平成八年六月に本件計画の審査を行った際、本件計画が移転住民の移転後の生活や生活手段喪失者の生活にも配慮したものであることを確認したと承知している。そして、事業実施機関は、住民の移転や一部の土地の収用に伴う住民の生活への影響及びソンドウ川の渡し船事業への影響に対し、補償方法や補償内容等についての関係住民との協議及び交渉を経て、補償手続をほぼ終えており、国際協力銀行としてもその過程を注視してきたものと承知している。

今後とも、国際協力銀行は、御指摘の「円借款における環境配慮のためのJBI-Cガイドライン」の趣旨を踏まえ、事態の推移を注視しつつケニア側に対して適切な対応を促していくものと承知している。

六について

発電に必要な流量を確保できるのが、「雨期の六か月間だけである」とする御指摘がいかなる根拠に基づくものか明らかではないが、本件計画は、発電のための転流によってソンドウ川の河川維持が害されることのないよう必要な河川維持流量を確保しつつ、流量が少なくなる乾季も通じてソンドウ川の季節的な流量変動に応じた発電を行うものである。

御指摘の「発電容量の見直し」とは、今後事業実施機関により河川維持流量の見直しが行われ

ることに伴い、発電量にも影響が及ぶことを指すものと思われるが、仮に現在の計画上の河川維持流量が変更されたとしても、過去の季節的な流量変動等にかんがみれば、その程度が大幅なものになることは想定されず、発電量に与える影響は限定的であると見込まれるので、本件計画の経済性は確保し得るものと考えている。

七について
 本件計画の完成後に発電される電力は、ケニアの全国送配電網を通じてケニア全国の産業及び生活用の電力として供給されることとなっており、特定の産業や生活用への電力配分量があらかじめ決められているわけではないと承知している。河川流量の変動に伴う発電量の変動がケニア全国の電力需給バランスに与える影響については、他の発電所の発電量を変化させること等により調整されるものと承知している。

八について
 本件計画においては、過去約四十年間の日ごとの実測流量を基に年間発電可能量が算出されているが、月ごとの発電計画は策定されていないと承知している。

また、本件計画の第一期分に供与された円借款については、半年賦、金利二・三パーセント、償還期間三十年(十年の据置期間を含む。)での返済が予定されている。

十について
 技術委員会は、平成十三年一月に現地の事業

実施機関、事業実施業者、地域住民、NGO及び有識者が参加した対話集会における決議を受けて設立され、事業実施機関、事業実施業者、地域住民、NGO及び有識者から構成されていると承知している。技術委員会の現委員長は、事業実施機関から選出されているが、これは、事業実施機関が本件計画実施に係る責任主体であること等にかんがみ、最初の技術委員会において出席者の協議を経て決定されたものと承知している。また、その後も技術委員会の構成について検討が行われ、必要な構成員が追加されたと承知している。

我が国としても、技術委員会が本件計画の円滑な実施のための重要な討議の場であると認識しており、既にケニア側に対し、技術委員会の組織及び運営について、地域住民及びNGOの意見を十分に吸収するとともに本件計画の実施上の問題点に対応するとの観点から最も適切な形態のものとなるよう要請を行っており、また、第二期分への円借款供与に係る交換公文につき署名の準備を進めるに際しても、今後とも技術委員会の有効性及び公平性が確保されるよう要請を行ったところである。

十一について
 御指摘の「より詳しい会計資料」が具体的にいかなるものを指すのか明らかではないが、円借款により実施される本件計画においては、契約企業が行う仕事の出来高等についての対価の支

払請求に関し、契約発注元である事業実施機関が当該支払請求の内容を精査し、国際協力銀行がその結果を確認するところ、その過程における支払請求書類等については、支払日や支払金額といった契約企業の事業上の信用に係る情報、工事や調達の単価など契約企業の競争力に係る情報等が含まれており、このような情報を公にすることは当該企業の正当な利益を害するおそれがあることから答弁を差し控えたい。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五 二番四区虎ノ門二丁目 東京市港区 財務省印刷局
電 話
03 (3587) 4294
定 価
（本体） 本号一部 （送料） 〇〇五円 （別冊） 〇〇五円